

○保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（看護師学校養成所の指定基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科（以下この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>（指定基準の特例）</p> <p>第五条の二 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所（以下この項において「保健師等学校養成所」という。）であ</p>	<p>（看護師学校養成所の指定基準）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>3 看護師学校養成所のうち、前二項に規定する課程を併せて設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、前二項各号（前項第十号を除く。）に定めるところによるものとする。ただし、第一項の課程の実習室又は在宅看護実習室は第二項の課程の実習室又は在宅看護実習室と、第一項の課程の図書室は第二項の課程の図書室と兼用とすることができる。</p> <p>4 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科（以下この項において「専攻科」という。）において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十二（略）</p>

つて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第一条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限る、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号又は第五条第七号の図書室（以下この項において「図書室」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室（以下この項において「実習室等」という。）は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
地域看護学	一一(二〇)	学校保健・産業保健を含む。
地域看護学概論	二	
個人・家族・集団の生活支援	一〇(八)	
地域看護活動展開論		
地域看護管理論	二	
疫学	二	
保健統計学	二	
保健福祉行政論	三(一)	
臨地実習	四	
地域看護学実習	四	保健所・市町村での実習を含む。

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
地域看護学	一一(二〇)	
地域看護学概論	三(二)	
地域看護活動論	九(八)	
疫学・保健統計	四	情報処理を含む。
保健福祉行政論	二(一)	
臨地実習	三	
地域看護学実習	三	

<p>個人・家族・集団の生活支援実習 地域看護活動展開論実習 地域看護管理論実習</p>			二	継続した訪問指導を含む。
合計	二	二	二	二
<p>備考 一、二 (略)</p> <p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、<u>臨地実習四</u>単位以上及び<u>臨地実習</u>以外の教育内容<u>十九</u>単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p>				
別表一(第二条関係)	教育内容	単位数	備考	
	基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六(五) 一 一 一 九	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取扱い分べんは、 <u>正期産・経膣分べん</u> ・	

<p>個人・家族・集団の生活支援実習 地域看護活動展開論実習 地域看護管理論実習</p>			二	継続した訪問指導を含む。
合計	二	二	二	二
<p>備考 一、二 (略)</p> <p>三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、<u>臨地実習三</u>単位以上及び<u>臨地実習</u>以外の教育内容<u>十八</u>単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。</p>				
別表一(第二条関係)	教育内容	単位数	備考	
	基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六(五) 一 一 一 八	実習中分べん(妊娠七月未満の分べんを除く。)の取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。	

合計	一三三(一一一)	頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
----	----------	---------------------------------

備考 一、二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習九単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単元以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三(第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	一三
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一五 六
専門分野 I	基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	一〇 三 三
専門分野 II	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学	六 四 四 四

合計	一三三(一一一)	
----	----------	--

備考 一、二 (略)

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習八単位以上及び臨地実習以外の教育内容十四単元以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三(第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解	一三
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	一五 六
専門分野	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	一〇 四 六 四 四 四 四

基礎分野	教育内容	単位数	七	別表三の二(第四条関係) 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上(うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて四十単位以上)であるときは、この表の教育内容(この単位数によらないこと)ができる。	備考 一、二 (略)	統合分野	精神看護学 臨地実習 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	一 六 六 四 二 二 二
						在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践	四 四 四 二 二 二	
合計				九七				

基礎分野	教育内容	単位数	七	別表三の二(第四条関係) 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十単位以上(うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上及び専門分野三十六単位以上)であるときは、この表の教育内容(この単位数によらないこと)ができる。	備考 一、二 (略)	合計	臨地実習 基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	二 三 二 二 四 八 二 二 二
						九三		

合計	統合分野	専門分野Ⅱ	専門分野Ⅰ	専門基礎分野	人間と生活・社会の理解
	在宅看護論 看護の統合と実践 臨地実習	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習	基礎看護学 臨地実習	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	}
六五	二 二 四 四 三	二 二 二 二 二 〇	二 二 六	四 一〇	

合計	専門分野	専門基礎分野	人間と人間生活の理解
	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	}
六二	二 二 二 二 三 二 三 一六	三 三 三 三 三 三 七	

備考 一〇三 (略)

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて二十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三 (第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数		
		高等学校	専攻科	合計
専門基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	六	一〇	一六
専門分野Ⅰ	基礎看護学 臨地実習 基礎看護学	五	三	八
専門分野Ⅱ	成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	二	四	六
		二	五	七

備考 一〇三 (略)

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十六単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野二十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三 (第四条関係)

基礎分野	教育内容	単位数	
		高等学校	専攻科
専門基礎分野	科学的思考の基盤 人間と人間生活の理解 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 社会保障制度と生活者の健康	六	一〇
専門分野	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 臨地実習	八	三
		二	四
		一〇	一七

○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成八年文部省・厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、 <u>平成二十三年三月三十一日まで</u>の間、改正後の第四条第一項第四号の規定中 「八人」とあるのは「六人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、 <u>当分の間</u>、改正後の第四条第一項第四号の規定中「八人」とあるのは「六人」 とする。</p>

○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成十年文部省・厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の第四条第二項第四号の規定中「七人」とあるのは「五人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、<u>当分の間</u>、改正後の第四条第二項第四号の規定中「七人」とあるのは「五人」とする。</p>

○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令（平成十一年文部省・厚生省令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の第四条第三項第四号の規定中「八人」とあるのは「六人」とする。</p>	<p>附則</p> <p>2 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、<u>当分の間</u>、改正後の第四条第四項第四号の規定中「八人」とあるのは「六人」とする。</p>